

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、医療と介護、両方のサービスを利用されている世帯の負担を軽減するものです。

医療保険と介護保険の自己負担額を世帯ごとに一定期間合計し、算定基準額を超えた場合、その額を高額医療・高額介護合算療養費として支給します。

※医療保険・介護保険いずれかの自己負担額が0円の場合は該当しません。

※ここでいう「世帯」とは、住民票でいう世帯ではなく、同じ健康保険に加入しているという世帯のことです。

●算定基準額

所得区分	後期高齢者医療制度 +介護保険	国民健康保険 または被用者保険等 +介護保険 (70~74歳)	国民健康保険 または被用者保険等 +介護保険 (70歳未満)
現役並み所得者(70歳以上) ※1	67万円(89万円)	67万円(89万円)	-
上位所得者(70歳未満) ※2	-	-	126万円(168万円)
一般(市民税課税世帯の人)	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得Ⅱ(市民税非課税世帯の人)	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
低所得Ⅰ ※3	19万円(25万円)	19万円(25万円)	34万円(45万円)

※1 課税所得145万円以上(一部負担割合が「3割」となっている人)

※2 世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が600万円以上の人

※3 世帯全員が市民税の課税対象となる各種所得の金額がない人(年金のみの場合は年金収入80万円以下)

- ・計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月です。
- ・今年度は、平成20年4月からこの制度が適用されることから、今回に限り計算期間は平成20年4月から平成21年7月の16か月となります。算定基準額の表は()内の額を用います。
- ・16か月で計算した支給額より、12か月(平成20年8月から平成21年7月)で計算した支給額が多い場合は、12か月で計算した支給額となります。
- ・計算の結果、基準額を超えた額が500円未満の場合は支給されません。
- ・入院時の食事負担や差額ベッド代などの保険診療外の費用は対象となりません。
- ・70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、医療機関(診療科)ごとに月額2万1千円以上のものが合算対象です。
(入院と外来は別計算)
- ・計算期間中に高額療養費や高額介護サービス費などで支給された金額は、合計額から差し引きます。
- ・計算期間の途中で死亡された方は、死亡した日を基準日として支給額を計算します。

●申請に必要なもの

- ①介護保険被保険者証
- ②健康保険証
- ③振込先通帳
- ④印鑑(朱肉を使うもの)
- ⑤大洲市介護保険自己負担額証明書(後期高齢者医療と国民健康保険以外の医療保険の人のみ)

寝たきり高齢者などの障害者控除について

●申請場所

支給基準日（7月31日）時点に加入している医療保険へ申請してください。

加入している医療保険	申請場所	電話番号
①後期高齢者医療	・市役所保険環境課高齢者医療係	☎24-2111（内線156）
	・市役所保険環境課国保係	☎24-2111（内線153）
②国民健康保険	・長浜支所市民福祉課	☎52-1113
	・肱川支所市民福祉課	☎34-2331
	・河辺支所市民福祉課	☎39-2114
③その他の健康保険	各保険者の窓口（全国健康保険協会、健康保険組合など）	

- ・③の人は、市役所高齢福祉課介護保険管理係で、申請すると「自己負担額証明書」を発行しますので、その証明書を添えて加入する健康保険の窓口で申請してください。
- ・計算期間中の途中でお住まいの市町村が変わった場合や、社会保険など大洲市国民健康保険以外の健康保険に加入していた期間がある場合は、以前の医療保険や介護保険での「自己負担額証明書」が必要になりますので、事前に以前お住まいの市町村や、以前の健康保険から交付を受けてください。

●該当者への申請の案内について

後期高齢者医療制度、国民健康保険の加入者で、この制度に該当する場合は、2月から申請のご案内をする予定です。

案内の文書が届いたら各窓口で申請を行ってください。

ただし、対象期間内（平成20年4月～平成21年7月）に保険や住所の異動があった人には、送付されない場合があります。

●支給時期について

- ・医療保険と介護保険からそれぞれ支給されますので、支給日は異なります。申請の際にお問い合わせください。
 - ・国民健康保険は世帯主、後期高齢者医療は個人ごとに支給されます。
- ※国民健康保険、後期高齢者医療以外（社会保険など）の人の申請通知、支給時期については、各保険者にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 後期高齢者医療制度に関すること → 市役所保険環境課高齢者医療係 ☎24-2111（内線156）
 国民健康保険に関すること → 市役所保険環境課国保係 ☎24-2111（内線153）
 介護保険に関すること → 市役所高齢福祉課介護保険管理係 ☎24-2111（内線167）

寝たきり高齢者などの 障害者控除について

身体障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、要介護認定者などで、寝たきり度や認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、市で認定書を交付します。本人または扶養者が、この認定書で確定申告・住民税申告をすると、所得控除（障害者控除）の対象となります。

【特別障害者】

- ③ 身体障害者（1・2級）に準ずる障害がある人
- ④ 知的障害者（重度）に準ずる障害がある人
- ⑤ 寝たきり高齢者

※①～⑤に該当するかは、介護認定資料・医師の診断書などをもとに、市の認定基準表で判定します。なお、要介護認定を受けている人も該当しない場合があります。

■認定書交付対象者

大洲市に住所を有する人で次の①～⑤のいずれかの状態にあると市長が認定した人。

※既に身体障害者手帳などで控除を受けている人および申告する人が非課税の場合は必要ありません。

【障害者】

- ① 身体障害者（3～6級）に準ずる障害がある人

【問い合わせ先】

- ② 知的障害者（軽度・中度）に準ずる障害がある人

市役所高齢福祉課高齢者福祉係
 ☎24 2111（内線171）

市県民税・国民健康保険税の申告

市県民税・国民健康保険税の申告をお忘れなく！

【申告期間】 2月16日(火)～3月15日(月)

(土・日曜日は受付をお休みします)

申告の必要な人

平成22年1月1日現在、大洲市にお住まいで、次の人が対象です。

- ◆平成21年中に、営業・農業・不動産・生命保険などの満期金・個人年金・配当金などの収入があった人
- ◆給与所得者で次に該当する人
 - パート、アルバイトの人
 - や平成21年中に退職した人で、年末調整をしていない人
 - 給与以外の所得があった人

申告に必要なもの

◆給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている人

- ① 印鑑
- ② 給与・年金収入のある人は「源泉徴収票」
- ③ 収入や経費の算出に必要な「帳簿・明細書・領収書」など
- ④ 社会保険料控除のある人は「国民健康保険税、介護保険料、国民年金などの領収書または控除証明書」
- ⑤ 生命保険料控除、地震保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- ⑥ 医療費控除を受ける人は「医療費の領収書」「高額療養費、保険金などで補てんされた金額のわかるもの」など

申告の必要がない人

※所得税の確定申告では、給与以外の所得が20万円を超えない場合は申告の必要はありませんが、市県民税の申告では給与所得と合わせて申告をする必要があります。

◆税務署に所得税の確定申告書を提出する人

※③～⑥の領収書などは平成21年中に支払ったものに限ります。

申告書について

申告が必要と思われる人には、案内ハガキを送付します。自主申告をされる人で、申告書の送付を希望される場合はご連絡ください。(市役所・支所・公民館・自治センターの窓口にも配置します。また、市役所ホームページから用紙をダウンロードすることもできます。)

※案内ハガキが送付されていない人でも新たに申告が必要となった場合は、自主的に申告をしてください。

自主申告について

自主申告とは申告書をご自分で書いて提出する方法です。記入方法が不明な場合はお問い合わせください。

申告書の提出は市役所税務課・各支所総務商工課までお願いします。最寄りの公民館経由で提出いただいた

★年金受給者の皆様へ

所得税の確定申告相談会開催のお知らせ

○対象者

受給している年金の確定申告が必要な人
※営業・農業・不動産および譲渡所得などがある人は対象となりませんのでご注意ください。

【日時・場所】

○2月3日(水) 脇川公民館

午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時

○2月4日(木) 長浜体育館

午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時

○2月8日(月)～2月10日(水) 総合福祉センター

午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時

【問い合わせ先】

大洲税務署個人課税部門

☎24-3115

市役所税務課市民税係

☎24-2111 (内線129・130・131)

お願い

てもかまいません。社会保険料控除や生命保険料控除などの所得控除を受ける場合は、証明書・領収書などの添付がなければ控除することができません。

医療費控除を受ける人や、営業・農業・不動産などの収入があり収支計算が必要な人は、事前に合計額を計算の上お越しください。

市役所や各支所などを会場に次の日程で申告相談を実施します。申告について分からないことや、ご相談のある人はお気軽にご利用ください。

申告相談について

申告がないと、課税・所得証明書の発行や、国民健康保険税の軽減措置を適用することができない場合があります。

税務署から確定申告の案内があった人、また所得税の還付を受ける人は、必ず税務署で申告してください。

市県民税の申告相談

平成22年度分市県民税申告相談日程表

庁舎内 申告相談日

【受付期間】 2月16日(火)～3月15日(月) 午前9時～午後4時 (※土・日曜日を除く)	【会場】 ◆市役所：5階会議室 ◆長浜支所：1階総務商工課内 ◆肱川支所：3階第2会議室 ◆河辺支所：3階第3・第4会議室
--	--

申告期間中は混み合いますので、申告相談に時間がかかる場合があります。
 ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【地区別申告相談日】

	地区	期日	受付時間	会場
本庁管内	大洲・南久米	2月16日(火)～19日(金)	午前9時～午後4時	市役所
	上須戒	3月1日(月)	午前9時～午後3時	上須戒連絡所
	三善・八多喜	3月2日(火)	午前9時～午後4時	八多喜連絡所
	柳沢	3月3日(水)	午前9時～午後3時	柳沢連絡所
	新谷	3月4日(木)	午前9時～午後4時	新谷連絡所
	大川	3月5日(金)	午前9時～午後3時	大川連絡所
	菅田	3月8日(月)	午前9時～午後4時	菅田連絡所
	平野	3月9日(火)	午前9時～午後4時	平野連絡所

	地区	期日	受付時間	会場
長浜支所管内	大和・豊茂	2月22日(月)	午前9時～午後4時	大和公民館
	白滝・柴・戒川	2月23日(火)		白滝公民館
	櫛生・出海	2月24日(水)		櫛生福祉センター
	長浜・沖浦・喜多灘	★2月25日(木)～26日(金)		長浜体育館
※長浜体育館で申告相談を行う日は、長浜支所では申告相談ができませんのでご注意ください。				

	地区	期日	受付時間	会場
肱川支所管内	全域	★2月17日(水)～19日(金)	午前9時～午後4時	肱川公民館
※肱川公民館で申告相談を行う日は、肱川支所では申告相談ができませんのでご注意ください。				

	地区	期日	受付時間	会場
河辺支所管内	横山・川崎・川上・河都・北平	★2月16日(火)	午前9時～午後4時	河辺支所
	山鳥坂	2月17日(水)		
	植松	2月23日(火)		
	三嶋	2月24日(水)		
※山鳥坂・植松・三嶋地区の相談日に来られない場合は、2月16日(火)にお越しください。 ※2月19・22・26日、3月1・4・5・8日は申告相談ができませんのでご注意ください。				

※各支所管内で★印の付いている日は、集中日として職員を増員しております。該当地区の指定日もしくは★印の日に、できるだけお越しいただきますようお願いします。

【問い合わせ先】

市役所税務課市民税係 ☎24-2111 (内線129・130・131)
 肱川支所総務商工課 ☎34-2311 (内線111・140)

長浜支所総務商工課 ☎52-1111 (内線23・40)
 河辺支所総務商工課 ☎39-2111 (内線124)